

令和 8 年度 会計年度任用職員勤務条件一覧表

公募職種	阿南市那賀川B & G海洋センタープール管理員
申込み先	阿南市教育委員会教育部スポーツ振興課
1 勤務場所、職務内容	勤務場所：阿南市那賀川B & G海洋センタープール 住 所：阿南市那賀川町赤池132番地 職務内容：阿南市那賀川B & G海洋センタープール利用者の受付業務 (釣銭の管理を含む)
2 応募資格	次の(1)~(2)要件を全て満たす方 (1) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方 (2) 下記任用予定期間中に副業の予定があり、本市での勤務時間との合計が法定労働時間(1日8時間又は週40時間)を上回らない方
3 任用予定期間	令和8年7月25日(土)、7月26日(日)、 8月1日(土)、8月2日(日)、8月6日(木)~8月31日(月)
4 勤務時間	8月6日以降は、火曜日から日曜日までの週6日勤務 午前8時30分から午後12時30分までの4時間
5 休日	原則として月曜日 ※ただし、月曜日が祝日の場合は勤務日となり、翌平日が休日となります。
6 給与等	阿南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき支給します。 日額 4,972円 ・通勤旅費(通勤に係る費用弁償) ※月の初日から末日までの間の実績に基づき、原則翌月21日に支払います。(支払は、口座振込により行い、所得税を控除します。)
7 服務規律	一般職の地方公務員として業務に従事するため、正規職員と同じく地方公務員法による服務及び懲戒の規定が適用されます。 ・服務の根本基準(法第30条) ・服務の宣誓(法第31条) ・法令等及び上司の命令に従う義務(法第32条) ・信用失墜行為の禁止(法第33条) ・秘密を守る義務(法第34条) ・職務に専念する義務(法第35条) ・政治的行為の制限(法第36条) ・争議行為等の禁止(法第37条) ※営利企業への従事(兼業)を行うことは可能ですが、一定の要件があります。上記の服務規律が課されるため、職務に支障をきたすおそれがある場合、職務の公正さを確保できなくなるおそれがある場合等には認められません。